山口東京理科大学奨学基金への寄附金に対する
税制上の優遇措置について

（１）所得税の寄附金控除について

〇寄附された年の課税所得から控除を受けることできます。

①　税額控除の場合

　　所得税の軽減額　＝　（寄附金額　－　2,000 円）　×　40%

②　所得控除の場合

　　所得税の軽減額　＝　（寄附金額　－　2,000 円）　×　所得税率

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の 40%が上限となります。
　また、所得税額の控除額は、その年の所得税額の 25%が上限となります。
※「修学支援事業基金」へのご寄附については、「税額控除」の適用対象となります。確定申告の際には、
　寄附者が「税額控除」と「所得控除」のうち、有利な方を選んで申告することができます。

①　税額控除は、所得税から（寄附金－2,000 円）×40% が直接控除されます。
②　所得控除は、課税対象の総所得金額等の合計額から（寄附金-2,000 円）が控除されます。

例）年収 700 万円、配偶者、子ども 2 名の家族構成（所得税率 10%）の方が、本学へ 30,000 円寄附された場合
　①【税額控除の還付額】　(30,000 円　－　2,000 円)　×　40%　＝　11,200 円
　②【所得控除の還付額】　(30,000 円　－　2,000 円)　×　10%　＝　2,800 円
※この計算例は、あくまでも目安であり、収入の種類や各種所得控除等により変動します。

（２）個人住民税の控除について

〇本学へご寄附いただいた個人の方で、寄附された年の翌年 1 月 1 日現在、指定団体※にお住いの場合、
　個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

※指定団体とは、本学に対する寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村です。
　（「山口県」「山陽小野田市」が対象となります。）

　　税額控除額　＝　（寄附金額　－　2,000 円）　×　控除率

※寄附金額は、総所得金額等の 30%が上限となります。
※控除率は、下記のとおりとなります。
　　都道府県が指定した寄附金の控除率：4%
　　市区町村が指定した寄附金の控除率：6%
　　都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金の控除率：10%（4% ＋ 6%）

例）山口県山陽小野田市にお住まい（控除率 10%）の方が、本学へ 30,000 円寄附された場合
　【税額控除額】　(30,000 円　－　2,000 円)　×　10%　＝　2,800 円　　　（県民税：1,120 円、市民税：1,680 円）

（３）控除を受けるためのお手続きについて

〇所得税の寄附金控除及び個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、確定申告を行う必要があります。

※所得税の確定申告の詳細については所轄の税務署へ、市区町村への申告の詳細については各市区町村の
　住民税担当課へお問い合わせください。
※確定申告又は市区町村への申告の際に、本学から送付する「寄附金領収書」が必要となります。
※個人住民税の寄附金税額控除の適用については、寄附された年の翌年 1 月 1 日現在にお住まいの
　都道府県・市区町村における指定の内容により判定されます。

公立大学法人 山陽小野田市立
山口東京理科大学
Sanyo-Onoda City University